

年末調整や確定申告には、 社会保険料控除証明書を!

★社会保険料控除には証明書が必要です

国民年金保険料は、納付した全額が所得税、市民税等の社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年一年間に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料を証明する書類の添付等が必要です。

このため、生命保険会社等が発行する控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』(ハガキ)が、社会保険庁から毎年11月初旬に送付されます。

証明内容は、①本年1月から10月2日までに納付された国民年金保険料額と、②年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。

納付忘れ等がある場合でも、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができます。

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月3日以降に本年初めて保険料を納付する方については、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されますので、結果として、平成18年度中に国民年金の保険料を納付した方全員にこの証明書が交付されることとなります。

年末調整または確定申告の手続きの際は必ずこの証明書や領収書を添付してください。

★ご家族の保険料も納めている方は?

国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主および配偶者も連帯して納付する義務があります。世帯主または配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となります。

このような場合は、年末調整等の手続きの際に、ご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。このとき、申告書にご家族の分の証明書も添付する必要があります。

ご不明な点は、社会保険庁から送付される『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』に記載されているお問い合わせ先までどうぞ。

●お問い合わせ●

コザ社会保険事務所

☎933-3437・3438

うるま市年金課本庁……☎973-5498

石川庁舎……☎965-5617

勝連庁舎……☎978-7237

与那城庁舎…☎978-2123

国民年金保険料のお支払いは、
便利でお得な **口座振替**で!!
当月末振替にすると
50円割引です。

